水道料金表•下水道使用料料金表

水道料金表 [2か月分]

令和7年2月1日施行

口径・用途	基本料金	従量料金(1㎡につき)						
口任 用述		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	
13mm	1,958円	1 m³∼20 m³	21㎡~40㎡					
20mm	2,816円	1111. ~ 20111	211111 9 40111					
25mm	4,620円	25円30銭	173円80銭					
40mm	11,990円	1㎡~40㎡ 173円80銭		41 m ² ~ 60 m ²	61㎡ ∼ 100㎡	101㎡∼200㎡	201 m³∼	
50mm	20,790円							
75mm	45,760円			204円60銭	247円50銭	310円20銭	409円20銭	
100mm	79,310円							
150mm	184,690円							
200mm	315,150円							
公衆浴場用	300㎡ 20,732円 まで 80銭			301㎡以上	84円70銭			
特殊用	40㎡ 18,660円 まで 40銭			41㎡以上	609円40銭			

複数戸数の料金計算・・・13mm口径適用

水道料金表には消費税及び地方消費税(10%)を含みます。

使用水量は、2か月に1度、お客様のお宅の水道メーターを検針することにより計量します。

■ 水道料金の計算例

水道料金は、水道メーターの口径・用途別に定められた<u>基本料金と、使用水量に応じた従量料金を加算したものとなります。</u>

(例1) 口径13mmのメーターで2か月間に48㎡を使用した場合

(例2) 一括請求を行っているマンションで、使用戸数10戸、2か月間に480㎡を使用した場合

```
基本料金・・・・・・・・・・ 1,958円 ×10戸= 19,580円 ①

従量料金・・・・・・ 25円30銭 ×20㎡ ×10戸= 5,060円 ② (第1段分: 1~200㎡)
173円80銭 ×20㎡ ×10戸= 34,760円 ③ (第2段分:201~400㎡)
204円60銭 × 8㎡ ×10戸= 16,368円 ④ (第3段分:401~480㎡)
①+②+③+④ ご請求額 75,768円 (円未満は切り捨てとなります)
```

〇工業用水道料金

(1) 任意消費水量制 (検針は隔月(奇数月)) 1立方メートルにつき 18円04銭

ただし、料金の1か月最低額は、450㎡に相当する額とする。

(2) 責任消費水量制 (検針は毎月)

基本料金 責任消費水量1㎡につき 18円04銭

超過料金 1㎡につき 27円50銭

※お問い合わせ先 : 和歌山市水道料金センター (電話 073-435-1298)

下水道使用料 料金表[2か月分]

令和元年10月1日施行

	区分		基本料金	超過料金(1㎡につき)					
			本 本行立	第1段	第2段	第3段	第4段		
	一般汚水	排除汚水量	20㎡まで	21 m ~ 60 m	61 m²∼200 m²	201 m²~1000 m²	1001㎡∼		
		金額	2,494円80銭	189円20銭	243円10銭	297円	344円30銭		
	公衆浴場汚水		排除汚水量 1㎡につき 11円						

下水道使用料料金表には消費税及び地方消費税(10%)を含みます。

■ 下水道使用料の計算例

(例) 2か月間に50㎡を使用した場合

基本料金 ······20㎡まで 2,494円80銭 ①

※お問い合わせ先 : 和歌山市水道料金センター (電話 073-435-1298)